

地元で働きたい若手人材を応援!!



奨学金の 返還を助成します



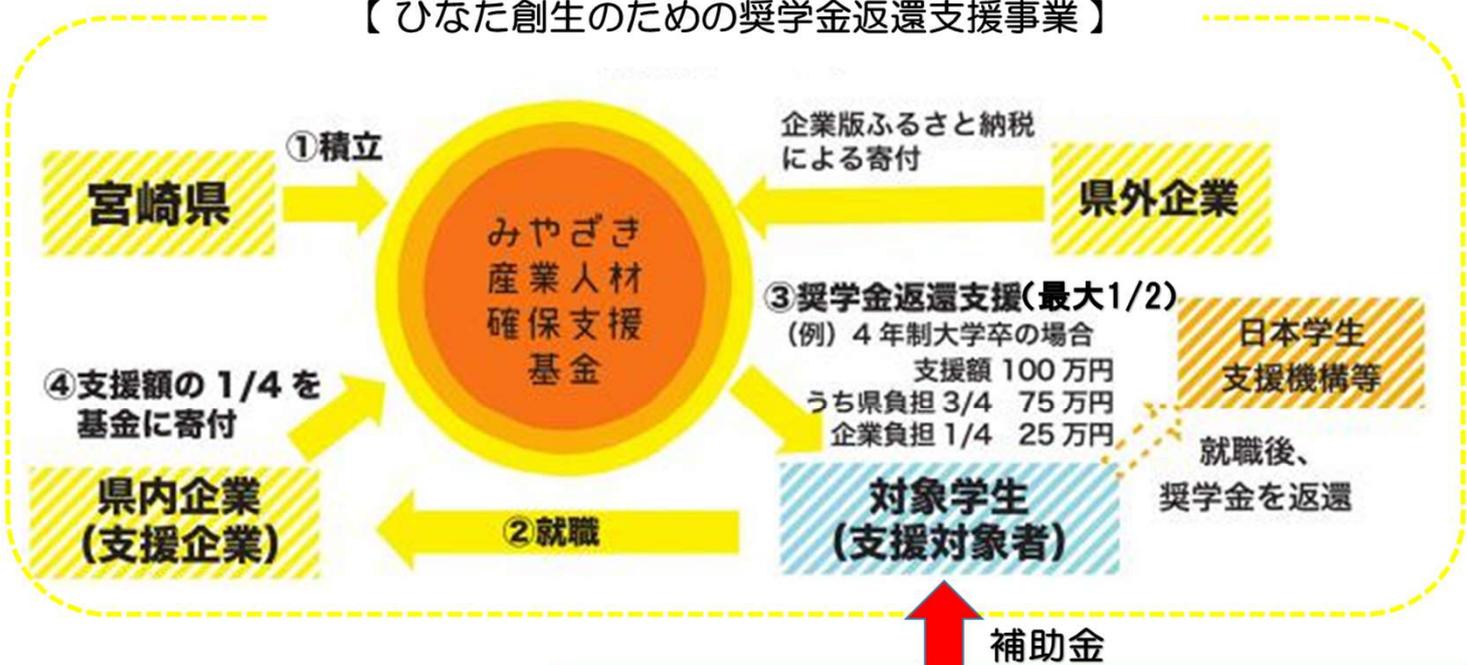
(奨学金返還支援による地元企業人材確保支援補助金)

延岡市では、地元企業で働く宮崎県ひなた創生のための奨学金返還事業の支援決定者、または延岡市育英会奨学金の返還者を対象に、返還額の一部を補助いたします。

※令和5年4月から受付開始です。補助要件や補助額は裏面をご覧ください。

【制度の概要】

【ひなた創生のための奨学金返還支援事業】



【延岡市育英会】

対象学生
(支援対象者)

補助金

- ◎ ひなた創生のための奨学金返還支援(上図③)額の最大2分の1を上乗せ補助
⇒ 県の支援と併せて補助額が最大4分の3!
- ◎ 延岡市育英会への返還支援を創設
⇒ 最大2分の1を補助!
ひなた創生の認定企業以外の市内企業への就職も対象!

【お問合せ】

延岡市人材政策・移住定住推進室

TEL:0982-20-7176 FAX:0982-22-7080

E-mail:jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp



奨学金返還支援による 地元企業人材確保支援補助金

■補助対象者

「宮崎県ひなた創生のための奨学金返還事業」の支援決定者、または「延岡市育英会奨学金」の返還者で、補助要件を全て満たす方

■補助要件

- 延岡市に住所を有してから1年が経過している
- 次のいずれかに該当する事業所に令和4年4月1日以降に正規雇用の従業員として就職し就労後1年を経過している
 - ア 本市に本社のある事業所
 - イ 延岡市企業立地促進条例に規定する指定事業者が設置した事業所
 - ウ 補助対象者との雇用契約において勤務地条件を本市のみとする事業所（ア及びイの事業所については市外の事業所に就労する場合を含みます）
- 大学等の在学期間に対象となる奨学金の貸与を受けた
- 令和4年4月1日以降に奨学金の返還を開始し返還の滞納がない など

■補助額

宮崎県ひなた創生のための奨学金返還事業支援額または延岡市育英会奨学金要返還額の1/2を上限に、申請後1年目・3年目・5年目に下記の表のとおり支援します

「宮崎県ひなた創生のための奨学金返還事業」の支援決定者		支援額		
		1年	3年	5年
大学等	大学院・6年制大学	1年経過時に確定した県事業支援額の1/2	3年経過時に確定した県事業支援額の1/2	5年経過時に確定した県事業支援額の1/2
	4年制大学			
	短大・高専・専修学校専門課程			

「延岡市育英会奨学金」の返還開始者		限度額 (千円)	支援額		
			1年	3年	5年
大学等	大学院・6年制大学	900	①	②	要返還額の1/2 - (①+②)
	4年制大学	600	要返還額の1/2	要返還額の1/2	
	短大・高専・専修学校専門課程	300	×0.3	×0.3	